

平成二十年六月二十四日受領  
答弁第五五七号

内閣衆質一六九第五五七号

平成二十年六月二十四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員阿部知子君提出MMRWワクチン薬害事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出MMRワクチン薬害事件に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

厚生労働省としては、現時点において、沢田春美氏及び北海道立衛生研究所所長等に確認することができておらず、旧厚生省に報告があったかどうか確認できていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一の(二)について

厚生労働省において、山田章雄氏に確認したが、旧厚生省に対して報告を行ったかどうか分からないとのことであった。また、現時点において、当時の国立予防衛生研究所所長等に確認することができておらず、旧厚生省に報告があったかどうか確認できていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

一の(三)及び(五)について

厚生労働省において、平成五年四月二十七日の公衆衛生審議会伝染病予防部会の資料を確認した限りでは、北海道における二次感染に係る情報については同月五日までには、三重県における二次感染に係る情

報については同月二十七日までには、それぞれ把握していたものと考えられるが、これらについて、具体的にいつの時点で把握したかについては、現時点では確認できていない。

一の(四)について

お尋ねについては、先の答弁書(平成十六年九月三日内閣衆質一六〇第四六号)九について述べたとおり、平成五年四月二十八日に当時の厚生省薬務局が行った調査の指示に対し、同年五月十日に財団法人阪大微生物病研究会から同研究会製造のMMRWakuchinの安全性データ、性状及び製造経過等に関して文書による報告があり、その報告において、併せて二次感染についての報告もあつたところである。なお、これ以外には、厚生労働省において、薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)に基づく副作用報告の事例を調べた限りでは、MMRWakuchinの製造業者から旧厚生省に対する報告は行われていない。